

# 八代地域行動計画の 基本理念

## 1. 行動計画策定の背景

人類は、20世紀に二度にわたる世界大戦の惨禍を経験しました。その反省に立って、国際連合は、1948（昭和23）年の第三回総会において「世界人権宣言」を採択しました。その第1条「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」との規定は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない（前文）」権利の宣言です。さらに、国連は、「世界人権宣言」の精神を実現するために、「国際人権規約」をはじめ「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」や「子どもの権利に関する条約」などの多くの人権に関する条約を採択しました。同時に、「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際識字年」「国際高齢者年」など多くの国際年を提唱し、行動計画を提起してきました。

国連の活動は、いまや基本的人権の理念を普及することにとどまらず、具体的に差別を撤廃することによって、世界に人権文化を形成しようとするに至っています。

東西冷戦終結後、世界各地で生じた紛争と人権侵害に直面した国連は、1995（平成7）年から2004（平成16）年までを「人権教育のための国連10年」とすることを決議しました。あわせて「人権教育のための国連10年行動計画」を策定しました。

我が国においても、基本的人権を保障する憲法にのっとり、すべての人々の人権の享有を

保障することを責務とする歩みを開始しました。このことを明らかにしたのは、1965（昭和40）年に出された「同和対策審議会答申」でした。「同和問題は・・・、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とした「答申」によって、同和問題解決の第一歩が記されただけでなく、すべての差別を撤廃する努力が開始されました。「心身障害者対策基本法」「男女雇用機会均等法」などの国内法が制定されるとともに、人権に関する国際条約が批准され、具体的にすべての差別を撤廃する道を歩むに至っています。

1995（平成7）年には国連決議を受け、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997（平成9）年に「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が公表されました。

このような世界、国の動向を踏まえた熊本県は、1997（平成9）年に知事を本部長とする「熊本県人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1999（平成11）年には県行動計画を公表しました。

八代地域においては、1997（平成9）年には全市町村が「部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」等を制定し、「同和問題啓発推進協議会」等の推進組織による活動によって、条例の目的を達成しようと努めてきました。さらに、同年、人権教育の一層の充実を図るために「八代人権教育推進審議会」が、八代教育事務所内に設置されました。「審議会」は、「部落問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向けて、行政をはじめ関係機関・団体の具体的行動を起こ

す必要性」を確認しました。1999（平成11）年5月に八代市長を会長とする「八代地域人権教育のための推進会議」が全市町村を結集した広域の推進組織として結成され、同年10月「人権教育推進に係る八代地域行動計画」を策定しました。こうして、八代地域の各市町村は、個々に進めてきた部落差別をはじめすべての差別の撤廃や人権を保障する取り組みを、全市町村が一体となって連帯して推進する新たな段階を迎えています。

## 2. 八代地域行動計画策定の基本姿勢

### (1) 目的

- ◇人が人として尊重される社会の実現
- ◇人権という普遍的文化の創造
- ◇国際化時代にふさわしい人権感覚豊かなふるさとづくり

わが国の憲法は、基本的人権を「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利」であるとうたっています。基本的人権の保障は、主権在民の理念に照らし、それぞれの国家と国民の責務であると理解されてきました。加えて国連は、基本的人権の保障を国連加盟国が相互に協力連帯し、努力することによって実現することを追求するに至り、その努力の今後を「人間の人格の完成並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を指向する」教育によって切り拓くことをめざしています。そのために、国連は、「人権教育のための国連10年」において、「人権教育とは、あらゆる発達段階の人びと、あらゆる社会層の人びとが、他の人々の尊厳について学び、また、その尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶ

ための生涯にわたる総合的な過程である」と定義しました。そのめざすところは、「人権という普遍的文化（人権文化）」を創造することです。

「人権教育のための国連10年」が提起する人権教育は、八代地域はもとより県内において推進されてきた同和教育の実践と多くの点で重なっていることに注目しなければなりません。学校同和教育における被差別部落の子どもたちの長欠・不就学への取り組みは、教育の機会均等、すなわち教育を受ける権利、より積極的に学習する権利を保障することであり、「教育を受けること、そのものが人権（人権としての教育）」を保障する営みです。子どもや地域のおとなが、被差別部落の歴史と現実に学び、自分自身の人権を見つめる学習は、「人権についての教育」の第一歩であり、女性、水俣病患者、障害者等の人権を保障しようという意欲と行動を生み出した過程は、「人権のための教育」と重なります。八代地域全体の人々の意識が、「同和教育は必要だ」としている現実には、人権を大切にする雰囲気・環境が醸成する「人権を通じての教育」だと考えられます。

八代地域における人権文化の創造の第一歩は、「むしろ旗からの出発」として知られる部落解放同盟八代市支部を中心とした同和地区認定の闘いを原点としています。この闘い以来、八代地域の同和教育は、部落差別をはじめあらゆる差別の解消をめざして、行政、教育現場、運動団体のそれぞれが連帯し、主体的に推進するという独自の手法によって展開されてきました。

八代地域の人権教育の推進にあたっては、これらのことを踏まえ、「八代地域人権教育のための行動計画」により達成すべき目的として上記の柱を立て、地域住民一人ひとりの人権が尊重された、差別のない明るいまちづくりに積極的に取り組んでいきます。

**(2)目標****①交流と共生の人権教育**  
《多様な課題への総合的対応》

部落問題解決への取り組みは、「人間を尊敬する事によつて自ら解放せん(全国水平社宣言)」という言葉に象徴されるように、差別の解消のために人間として同じ位置に立つことの重要性を常に確認し進められてきました。それは、被差別の側にある人々と差別をなくそうとする人々の大衆運動として大きく発展してきました。

課題ごとにとらえられ、個別に展開されてきた人権問題解決の取り組みも、部落解放運動や同和教育の進展により、連帯の輪が広がりつつあります。しかし、仕事を求めてアジア諸国から来日する人々(ニューカマー)への人権侵害、高齢者に対する差別、H I V感染者に対する差別、情報化に伴う人権侵害等、人権問題は多様化・複雑化する傾向にあります。また、異質なものを排除し、同質化しようとする意識も根強く残っています。八代地域に住むすべての人々が差別の現実に深く学び、反差別の大きなうねりを生み出していく過程においてこそ、人権文化に満ちあふれたふるさとへの変容も見られていきます。そして、一人ひとりが、自尊感情(セルフエスティーム)に基づき自己実現(自分らしく生きていくこと)できる社会、互いの文化や生き方を交流し合い、違いを認め合って共生できる社会の実現をめざしていきます。

**②子どもを人権の主体として育む人権教育**  
《人権の世紀を担う態度と技能の育成》

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しているなかで、子どもたちの人権もさまざまなかたちで侵されています。このようななか、被差別の立場の子どもをはじめすべての子どもたちを、自分自身に自信と誇りを持ち、人と結び合い、自分らしく生き、社会参加をしていくような権利行使の主体者として育むために、人権教育の

果たす役割が極めて重要となっています。

また、人権文化に満ちあふれた八代を築き、それを担っていく子どもたちを育てるためにも、就学前教育及び学校教育における人権教育の果たす役割は大きなものがあります。そのためには、就学前及び学校におけるすべての教育活動を人権を確立していく視点で創造する必要があります。学習理解力を育てるために、多様な学びのスタイルを展開し、「違い」を認め合い、非攻撃的自己主張(アサーティブネス)の技能(スキル)を獲得した反差別の集団づくりを行い、人権・部落問題学習においては、知識のみではなく、態度や技能の獲得につながる取り組みを行います。

さらには、「子育てが難しい」と言われる時代にあつて、家庭・地域・学校が一体となつての子どもの人権を大切にす意識的な取り組みが必要となっています。

このように教育活動において人権教育を全面的・総合的に推進することによって、子どもたちの人権に対する確かな認識や豊かな感性を育み、さらには差別をなくすための行動力を培い、人権文化に満ちあふれた学校および地域を創造していきます。

**③主体的に取り組む人権教育**  
《行動と住民参加の促進》

人権文化に満ちあふれたふるさとづくりのためには、自治体・企業・労組・住民組織等すべての団体や地域のすみずみにまで人権教育がいきわたる体制が必要です。

そのようななかで、一人ひとりの知識を深め、人権に対する関心を高め、行動力を培っていきます。

差別をなくそうとする主体的な行動力を培うために、差別の現実に気づき、学ぶことを大切にします。そして、そこで学び得たものを自らの課題と重ねて、共に問題解決をしていこうとする態度や技能にまで高めていきます。また、年

年齢やライフスタイル等によって学習ニーズも異なることから、学習の場・方法・内容などを工夫し、親しみやすい人権教育を展開します。

さらに、各市町村の「同和問題啓発推進協議会」等における地域住民の自主的な活動やネットワークづくりを支援し、地域住民と行政の連携のもと効果的・実践的な人権教育に取り組めます。

#### ④みんなで進める人権教育 《人権教育の場と体制づくり》

人権を生涯学習の重要な課題と位置づけ、家庭・地域・学校・職場などのあらゆる場において学習の機会を提供することに努めます。

人権をテーマとする施設に限らず、生涯学習・社会教育施設、学校施設等の開放を進め、これらの場を拠点として、教材・カリキュラムの開発や提供、リーダー育成等を行政機関等が連携して取り組み、いつでも、だれでも、どこでも学べる人権教育を展開します。

また、行政の施策は、人権尊重を基盤として推進されることが求められることから、行政職員をはじめ保育園（所）・幼稚園・学校教職員・福祉関係者・警察官等の研修の充実に努めます。

このように、それぞれの立場にあるものが、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携を深めながら人権教育を総合的に推進していきます。